

支援金申請について

必要書類

- ①物価高騰対策賃上げ支援金申請書兼請求書(様式1又は様式2)
- ②支給対象従業員一覧(様式3)
- ③支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ④貸金台帳の写し(貸金改定月及び貸金改定月の前月分)
- ⑤別途指定する金融機関の振込依頼書(支払い先の情報を記載したものの。)及び支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)
- ⑥その他、知事が必要と認める書類

支給対象事業者

■ 法人の場合…次の項目すべてに該当する者

- ①中小企業基本法(昭和38年法律第154条)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲※1で事業を営む者であって、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条に規定する法人のうち、公益法人等(宗教法人を除く。)、協同組合等及び普通法人に該当するもの。
ただし、次のいずれかに該当するものは除く。
・構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの(同窓会、同好会等)
・特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの(後援会等)
・岩手県が設立した法人
・法人格のない任意団体、政治団体および宗教団体
・運営費の大半を公的機関から得ている法人等
- ②県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内にあること(県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている場合を除く)。
- ③県内の事業所に常時使用する従業員※2を1人以上雇用していること。
- ④岩手県税に未納がないこと。
- ⑤過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- ⑥過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- ⑧岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- ⑨会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生または更生手続きを行っている者ではないこと。

■ 個人事業主の場合…次の項目すべてに該当する者

- ①岩手県内税務署へ開業届を提出していること。
- ②中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者
- ③左欄の③から⑨の全ての要件に該当するもの。

※1 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす者)		小規模企業者
	資本金の額 または 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者とする。

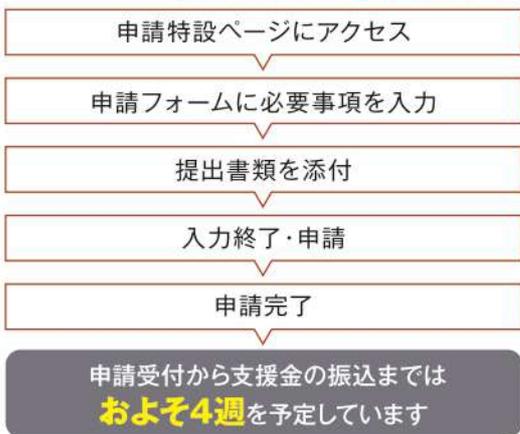
- ①会社役員又は個人事業主
- ②日々雇い入れられる者
- ③2か月以内の期間を定めて使用される者
- ④季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者

申請方法

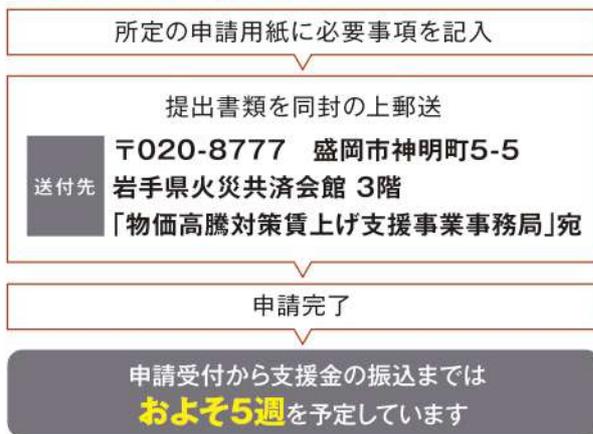
《オンラインからの申請がスムーズです。優先的にご利用ください》



オンラインから申請



オンラインから申請できない場合は
郵送で申請



*振込までの期間は、申請書類の不備等の状況や、申請が殺到している時期などにおいて、さらに期間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

申請特設ページはこちら <https://iwate-bukkakoutoutaisaku.pref.iwate.jp>



お問い合わせ ※提出方法がご不明な場合はこちらまでお問い合わせください

物価高騰対策賃上げ支援事業事務局 〒020-8777 盛岡市神明町5-5 岩手県火災共済会館 3階

tel 019-601-7165 受付時間/9:00~17:00 (土・日・祝・お盆期間を除く)

mail info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp